



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（科学技術振興課）	1
告 示	
○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課）	1
○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）	2
○ 都市計画の変更（都市計画・モノレール課）	3
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課）	3
公 告	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）	4
○ 建設業者の許可の取消し（土木総務課）	4
○ 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（都市計画・モノレール課）	7
○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	7
訓 令	
○ 総合案内員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課）	7
人事委員会事項	
○ 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	8
労働委員会事項	
○ 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示	8

規 則

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 4月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第64号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）の施行期日は、平成25年 5月 1日とする。

告 示

沖縄県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を

次のとおり指定した。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
我流接骨院（石嶺成信）	那覇市古波蔵3丁目5番38号1F	平成25年1月28日
まるみや整骨院（池田馨）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成25年2月23日
ひが在宅治療院（比嘉康成）	うるま市字具志川2888番地1 203	平成25年3月4日
一丸堂整骨院（高安勲成）	那覇市長田1丁目17番7号	平成25年3月6日
琉球治療院（亀島三知代）	那覇市銘苅2丁目11番19号クローヴィーサイト新都心2F	平成25年3月13日
沖縄統合医療学院附属学園通り鍼灸整骨院（翁長小百合）	浦添市伊祖三丁目4番11号	平成25年3月21日

沖縄県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
まるみや整骨院（小椋博文）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成25年1月31日

沖縄県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西表白浜(1)-1	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
西表白浜(1)-2	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
西表白浜(1)-3	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
西表白浜(1)-4	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

西表白浜(2)-1	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
西表白浜(2)-2	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
白浜381-A64-01	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	土石流
白浜381-A64-02-1	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	土石流
白浜381-A64-02-2	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 1・3・2号西海岸自動車道、1・4・1号上之屋道路及び3・3・19号臨港道路2号
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市港町1丁目及び港町2丁目、曙1丁目及び曙2丁目、字天久前原、字天久樋川原、字上之屋前田原、字上之屋寺原並びに若狭1丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第280号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、うるま市石川西土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成25年 4月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

理事、監事の別	氏名	住所
理事	伊波忠輝	うるま市石川一丁目52番34号
理事	糸数昌弘	うるま市石川二丁目23番3号
理事	伊波正一	うるま市字江洲135番地39フラワーキャッスル江洲ⅡC-3
理事	伊波英一	うるま市石川二丁目16番21号
理事	伊波善勇	うるま市石川一丁目43番16号

理事	伊波肇	うるま市石川白浜二丁目4番20号
理事	佐次田実	うるま市石川1854番地1
理事	佐次田秀美	うるま市石川曙三丁目7番5号
理事	山城章	うるま市石川815番地7
理事	石川盛進	うるま市石川一丁目21番38号
監事	伊波久彌	うるま市石川一丁目4番20号
監事	伊波善政	うるま市石川一丁目45番15号スイートテラスさくら201

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年6月11日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年4月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県自立生活センター・イルカ
- 3 代表者の氏名 長位鈴子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市伊佐四丁目4番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄において障害をもつ人々が地域社会で自立生活をおくるために必要なサービスを提供し、かつ生活上の様々な困難を克服していくための援助を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年6月11日まで縦覧に供する。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年4月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人P A Iおきなわ
- 3 代表者の氏名 國場正樹
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市伊佐四丁目4番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年3月11日
- (2) 商号名 株式会社白石
- (3) 代表者名 白石武之
- (4) 所在地 那覇市西1丁目19番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-20）第9418号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年2月22日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年3月18日
- (2) 商号名 有限会社大日建設
- (3) 代表者名 安富祖晃
- (4) 所在地 国頭郡恩納村字山田2427番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第6995号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年3月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年3月18日
- (2) 商号名 KDDI 沖縄株式会社
- (3) 代表者名 照屋茂
- (4) 所在地 那覇市東町4番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10940号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年3月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成25年3月22日
- (2) 商号名 有限会社東明建設
- (3) 代表者名 東江一徳
- (4) 所在地 島尻郡伊是名村字伊是名3478番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第8309号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成25年3月26日
- (2) 商号名 八正設備工業
- (3) 代表者名 船附吉雄
- (4) 所在地 島尻郡八重瀬町字友寄277番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第12108号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年3月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成25年3月28日
- (2) 商号名 とも建設
- (3) 代表者名 友利達夫
- (4) 所在地 沖縄市泡瀬五丁目34番40号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第11221号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年3月4日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成25年3月28日
- (2) 商号名 株式会社仁建設工業
- (3) 代表者名 島袋悦子

- (4) 所在地 沖縄市宮里二丁目7番4号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第5971号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月7日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成25年3月29日
(2) 商号名 株式会社ひかり塗装工業
(3) 代表者名 桃原聖一
(4) 所在地 沖縄市越来三丁目14番15号1階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第12055号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月22日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成25年4月9日
(2) 商号名 総合水道工事社
(3) 代表者名 佐久川政一
(4) 所在地 中頭郡読谷村字古堅722番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第1880号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成25年4月10日
(2) 商号名 大施工
(3) 代表者名 山城哲也
(4) 所在地 糸満市字南波平91番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11546号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成25年4月11日
(2) 商号名 松隆工務店
(3) 代表者名 松本隆
(4) 所在地 島尻郡南風原町字与那原498番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11661号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成25年4月11日
(2) 商号名 翔栄建設
(3) 代表者名 前伊栄一
(4) 所在地 島尻郡八重瀬町字具志頭117番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第8790号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成25年4月11日
(2) 商号名 株式会社北城
(3) 代表者名 金城薫
(4) 所在地 那覇市字真地438番地3

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11913号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成25年4月11日
(2) 商号名 有限会社東海基礎工業
(3) 代表者名 仲真良夫
(4) 所在地 沖縄市泡瀬二丁目46番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第10494号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
(2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 沖縄県浦添市字前田前田原、前田一丁目及び前田二丁目地内
(2) 使用の部分 なし

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月13日 沖縄県指令土第83号
2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平777番6
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎一丁目34番12号彦アパートⅡ302号 金城和典、糸満市西崎一丁目34番12号彦アパートⅡ302号 金城小百合
5 検査済証番号 平成25年4月16日 第3090号
6 工事完了年月日 平成25年4月2日

訓 令

沖縄県訓令第71号

知 事 部 局

総合案内員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

総合案内員設置規程の一部を改正する訓令

総合案内員設置規程(平成12年沖縄県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2号」を「第3号」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月26日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月26日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第17号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	石垣市字大川	八重山家畜保健衛生所 八重山警察署大川交番	を
-----	--------	--------------------------	---

「石垣市字大川	八重山警察署大川交番	に、
---------	------------	----

「石垣市字宮良	八重山農業用ダム管理所（底原ダム）	を
---------	-------------------	---

「石垣市字宮良	八重山農業用ダム管理所（底原ダム） 八重山家畜保健衛生所	に改める。
---------	---------------------------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特勤勤務手当等に関する規則の規定は、平成25年3月19日から適用する。

労 働 委 員 会 事 項

沖縄県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり告示する。

平成25年 4月26日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

氏 名	現 職	閱 歴	委嘱年月日
藤田広美	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成23年12月15日
春田吉備彦	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄大学法経学部教授	沖縄大学法経学部助教授	平成23年12月15日
宮城和博	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	中央大学法学部臨時講師	平成23年12月15日

宮里節子	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学法文学部准教授	琉球大学法文学部講師	平成23年12月15日
宮尾尚子	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成23年12月15日
稲福史	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長	琉球ジャスコ労働組合中央 執行委員長	平成23年12月15日
喜屋武秀行	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄国家公務員労働組合顧問	沖縄開発庁沖縄総合事務局 運輸部職員	平成23年12月15日
川平朝之	沖縄県労働委員会労働者委員 航空連合沖縄副会長	沖縄地方航空同盟副会長	平成23年12月15日
砂川安弘	沖縄県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会沖縄県協議 会議長	情報産業労働組合連合会沖 縄県協議会幹事	平成24年10月18日
益田原辰彦	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄電力関連産業労働組合総連合会 長	沖縄電力関連産業労働組合 総連合事務局長	平成23年12月15日
又吉民人	沖縄県労働委員会使用者委員 社団法人沖縄県経営者協会専務理事	社団法人沖縄県経営者協会 事務局次長	平成23年12月15日
仲程通次	沖縄県労働委員会使用者委員 大和自動車工業株式会社代表取締役 会長	内外運輸株式会社代表取締役 役会長	平成23年12月15日
石川清勇	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄電力株式会社常任監査役	沖縄電力株式会社代表取締役 役副社長	平成23年12月15日
饒波正博	沖縄県労働委員会使用者委員	ザ・テラスホテルズ株式会 社業務本部ディレクター	平成23年12月15日
石川眞一	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役人 事部長	平成23年12月15日
真栄城香代子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県出納事務局会計管理 者	平成25年 4月11日
新垣盛勝	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 長	沖縄県文化環境部文化振興 課長	平成23年 4月14日
幸地稔	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 審査監	沖縄県人事委員会副参事	平成25年 4月11日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---